

7 審査結果の意見・講評

我が国の景気は、本年度9月末まで新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言等が断続的に発出される中で、力強さを欠いてきた。全ての都道府県において緊急事態宣言等が解除された10月以降、経済社会活動の段階的引上げに伴い、個人消費が上向き、景気には持ち直しの動きがでてきた。

このような中、本市は感染症対策関連事業や防災・減災事業など危機的課題に最優先で取り組んだ。感染拡大で執行できない事業が生じたことに加え、特別定額給付金の終了等で歳出は減少した。歳入では、普通交付税が約35億6千万円増加、地方消費税交付金が約5億8千万円増加するなど、状況が好転した。地方財政対策による増と、好調な国税収入を踏まえた国の補正による追加交付によるとのことである。加えて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用もあり、収支不足解消のための財政調整基金の取崩しが不要であった。また、財政調整基金に約8億9千万円、減債基金に約16億3千万円など、各種基金に合計で約59億円を積み立てている。

(1) 一般会計について

本年度における一般会計の決算規模については、国の特別定額給付金給付事業の終了もあり、歳入が約1,577億8千万円で約126億1千万円(7.4%)の減少、歳出は約1,566億3千万円で約123億8千万円(7.3%)の減少となり、歳入と歳出の差額である形式収支は、約11億5千万円のプラスとなった。翌年度に繰り越す財源は約3億7千万円で、形式収支からそれを控除した実質収支は前年度に比べ約1,100万円減少し、約7億8千万円のプラスだった。

地方公共団体の財政の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、前年度から3.5ポイント低下して93.0%に好転した。しかしながら、その要因は国の補正予算計上による普通交付税の追加交付によるものであり、地方公共団体の財政力を示す指数である財政力指数については、前年度から0.01ポイント低下して0.66%に悪化している。そのため、今後の人口減少等に伴う歳入減を見据えて、公共施設面積の縮減や事業の選択と集中など、持続可能な財政運営のための取組を強化していくことが求められる。

(2) 特別会計について

特別会計は、特定の歳入を特定の歳出に充当するもので、基本的に独立採算制である。歳入環境の悪化など、各会計に関する今後の社会経済情勢の変化を見据えた適切な対応に努められたい。

(3) 事務処理の誤りについて

決算書及び決算附属書類は、おおむね適正に作成されていたが、一部に修正を要するものがあつた。

使用料及び手数料について、不適切な財務・事務処理による減免の算定誤りや、担当部署の判断で例規等の規定とは異なる事務処理を行っているものがあつた。

例規等の規定どおりの事務処理を徹底するための取組に加え、負担を求める根拠等を改めて確認するなど例規等を再点検し、必要な改正を行われたい。

また、財産に関する調書について、前年度の決算書の年度末現在高が誤っていたこと

が判明したが、前年度の決算書は修正できないため、決算年度中増減高を調整することで本年度末現在高を正しい数値にしている。

財産に関する調書の数値は、議会や市民に対して、市が有する財産の現在高を報告するものであるとともに、公会計制度における財務諸表中の資産にかかる重要な数値であるため、このような誤りを再び起こすことがないように、事務処理方法を見直すとともにチェック体制の強化を行われたい。